

### 1, テキスト

「内部知覚について」122頁後ろから2行目から124頁5行目まで。

### 2, テキスト要約

西田は「六」の第一段落で「構成的範疇」の最後④「知る」（「基体なき作用の基体」、「働くと共に働かざるもの」）を導出し、これが「我々の自己」であることを示した。第二段落では、「五」の最終段落でも述べられていた、①「ある」②「有つ」③「働く」という「構成的範疇」について繰り返し論じ、「働き」の背後には「基体なき作用の本体」である「我々の自己」が直覚されると述べる。

ここまです踏まえ、「六」の第三段落では、純なる作用として考えられる「働くもの」が実体の意義を有するためには、「働くもの」に入らない基体（「知る我」）がなければならぬという西田の考えが深められている。「働くもの」が実体となるためには、「働くもの」の中に基体を求めなければならない。これは「判断が判断自身を基体とする」（123）ということである。「判断自身の反省」（117.11）ということもできるだろう。つまり、「働く」という純なる作用が実体をもつためには、判断の中に特殊化の原理（＝最後の種差）を含んでいる必要があると西田は考えるのである。この特殊化をしているのが「働くもの」の背後にある基体、すなわち「知る者」「知る我」である。

一方で、「知る我」は判断の基体という意義を失うとも考えられる。しかし、「知る我」は判断の主客を結合するものでなければならない。例えば「此物は赤い」という判断をするとき、物と赤は同一でなく物は、性質的一般的者（赤い、丸い、重い等）の統一としてある。この意味で、「知る我」は作用的一般者の統一となる。ここにおいて、「働くもの」の統一として「知る我」が見出される。「知る我」、つまり自己の反省なしに「働くもの」は統一を保つことができず、実体の意義を有することはできないのである。

続く第4段落では、「特殊化の原理」についてさらに論じられているように思う。判断においてはいつでも特殊なものが主語となり、一般的なものが述語となる。この特殊なるものが、どこまでも一般化することができないと考えられるとき、この特殊なるものは個物であり実体をもつ。しかし、この場合個物の背後には「特殊化の原理」があるといえる。この「特殊化の原理」が述語となるものと等しいときには、先見的認識（判断以前）の世界を見ることができる。「特殊化の原理」が判断を超越した際に個物を見出すことができる。このような立場を「直覚の立場」と西田は言う。

### 3, 哲学的問い

皆さんが「山口西田読書会に参加する理由」を教えてください。